

長野県食と農業農村振興の県民条例の基本理念について

「長野県食と農業農村振興の県民条例」の第2条に、食と農業及び農村の振興に関する基本理念が次のとおり規定されており、振興計画に盛り込む、食と農業農村の目指す将来像については、これらの規定に沿った内容とする方向で検討する。

基本理念で示されている5項目

1 安全で安心できる良質な食料の供給（第1項）

食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、安全で安心できる良質な食料が安定的に供給されなければならない。

2 農業経営の安定と食品産業の健全な発展による食料需要への対応(第2項)

食料の供給は、農業経営の安定化を図りつつ、自給率の向上、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する県民の需要に即して行われなければならない。

3 農業農村の多面的機能の発揮（第3項）

県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農畜産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）については、県民生活及び県民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。

4 農業・農村の持続的な発展（第4項）

農業については、その有する食料その他の農畜産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、県内各地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

5 農業の生産条件整備と農村生活環境の整備（第5項）

農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農畜産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

食と農業農村の振興において目指す将来像に関する委員の意見

1 食と農の連携、特に食材の消費実態と結びついた農業生産を、学校給食を中心に展開

生産者と消費者の連携により、次代を担う子どもたちに、地域の農産物や正しい食に関する理解を深め、関心を高める食育と農業振興を進め、将来に残る長野県の食と農業づくりとなる。

2 生きがいと楽しい農村生活づくり

優良農地を確保し、平坦地も中山間地も、農業の担い手が生きがいをもって農業経営を営み、消費者と生産者が交流（農産物の産地直売事業など消費者・都市との連携）を深め、双方とも、楽しい農村生活を享受できる体制づくり

3 農業の産業としての自立と、生産者・消費者・地域住民と一体となった農村づくり

安全安心な農産物の安定供給やブランド化により、自律型農業経営を支援し、消費者・地域住民と一体となった地産地消・食育を進め、元気な農村を目指す。

4 長野県のライフスタイルとして「農業がそばにある生活」が定着し、それを支える農業生産のシステムづくりがなされている

消費者・流通・販売関係者と連携し、地域流通運動を進め、農業農村をそばに感じられるライフスタイルの定着を目指す。

5 園芸を中心とした農業生産、加工・製造、販売、観光等を相互に連携させた新たな産業システムの構築がはかられている

農業生産サイドだけでの、農産物供給だけでなく、地域ぐるみ、産業ぐるみで農業を産業として位置づけるため、他産業とのつながりづくりを進める。

6 農業農村の再生・回復

食料自給率を向上させ、農業農村を活性化することにより、都市の生命線である水資源を確保する。また、地域ごとの地産地消の推進し、物流を極力抑え、農業農村の本来あるべき姿に回復させる。

経済最優先の政策（減反・農産物輸入等）を止め、全ての農産物の食料自給率を向上させる施策を実施し、美しい農村（農耕地が活気にあふれている）を取り戻すことが、人間形成、循環機能のもととなるのでその施策を講ずる。

7 農と食の一元化

長野県産の農産物の販売マーケットをさらに拡大するために、農産物を生産することだけという意識から、多様なニーズを的確に把握し、これを踏まえた品質の改善を進め、消費者から求められる商品の安定的な供給が必要である。

「農」と「食」というものは一体的なものである。人が生きていくために必要な食べ物を作るのが農業であり、「農」は「食」のために存在している。この基本を常に意識して、「作ること」それ自体が目的ではなく、「食べてもらう」ことを目的とした農業を展開し、市場・消費者のニーズに合致した農産物の生産を推進する必要がある。

8 食とつながる豊かな農業と農村地域づくり

誰もが願う健康。そこで長寿長野県を支える食に着目し、真に健康で豊かな食づくりに向け、生産から消費までつながる構造をつくる。そのために、食に関係するすべての産業を巻き込み、お互いを結びつけて、信州食の王国ブランドづくりをすすめて、農業者が生きがいと誇りを持って生産に取り組み、農業生産額アップを目指す。

食の農業農村振興の県民条例に規定されている基本施策

「長野県食と農業農村振興の県民条例」の第 10 条から 24 条において、県が実施すべき食と農業農村の振興に関する基本施策が次のとおり規定されているため、振興計画には、将来像なども踏まえ、食と農業及び農村の振興に関する施策を中心として、今後取り組むべき施策の方向性を具体的に提示する方向で検討する。

- 1 農業経営の安定（第 10 条）
- 2 農畜産物の生産及び供給（第 11 条）
- 3 環境と調和し共生する農業の推進（第 12 条）
- 4 地域の特性を生かした農業の促進（第 13 条）
- 5 農村及び中山間地域等の総合的な振興（第 14 条）
- 6 農業生産基盤の整備等（第 15 条）
- 7 農業技術の向上（第 16 条）
- 8 農業の担い手の確保等（第 17 条）
- 9 農畜産物の販路拡大等（第 18 条）
- 10 農業関係団体との連携強化（第 19 条）
- 11 消費者団体との連携強化（第 20 条）
- 12 都市と農村との交流の促進（第 21 条）
- 13 多面的機能に関する県民理解の促進（第 22 条）
- 14 食育の推進（第 23 条）
- 15 地産地消の推進（第 24 条）

食と農業農村の振興において必要な施策に関する委員の意見

1 基本施策に関する総合的な意見

施策を進める視点について

- ・食と農、流通等の連携を基にした政策を推進する

担い手について

- ・基幹的農業経営者の育成・強化及び農従事者の減少傾向に歯止めをかける

農業生産について

- ・ブランド化など農産物価格の低落傾向に歯止めをかけ、競争力のある農産物生産を図る

農業農村の基盤について

- ・優良農地の確保や農業農村の基盤整備による農業生産と農村資源の維持

環境との調和について

- ・環境保全型農業の推進と農業農村の多面的機能の発揮

農産物の消費拡大について

- ・消費者ニーズのマーケティング、商品開発、観光との連携による新たな販路の開拓

食品産業との連携について

- ・農業関連産業（製造・加工・流通・観光）のシステム化をすすめる

地産地消・食育について

- ・消費者、流通関係者等と連携した地域流通と食育の推進による地域自給率の向上

2 施策に関する具体的な意見

(1) 農業構造に関する施策

- 地域農業を維持・持続する体制づくり
- 農業の担い手・後継者の確保育成
 - (担い手の経営能力の向上支援、認定農業者・集落営農組織の育成・法人化の推進)
- 県・市町村・JAが一体となった担い手対策の推進体制の整備
- 異業種からの農業参入企業の支援
- 農業の経営基盤、農村生活整備の強化
 - (段階的な基盤整備・農道・污水处理施設・農地防災対策・ハザードマップ作成)
- 農地農業用水利施設の計画的更新・保全管理
- 女性・高齢農業者への支援
 - (女性農業者の登用・団塊の世代・定年帰農者の就農促進と支援・農作業の受託組織・援農活動の推進)
- 適切な土地利用への誘導
 - (優良農地の確保・遊休農地の解消)

(2) 農業生産に関する施策

- 農産物供給力の維持・確保
- 競争力のある農業生産の推進
 - (生産流通コスト低減・価格、所得安定対策・外国人労働者受入整備・契約栽培支援)
- 各地区ごとに作目ごとの生産目標を策定し、検証・評価するシステムの構築
- 市場と連携した園芸産地の活性化
 - (多品目・周年供給・施設型農業の推進)
- 多様化する消費者ニーズへの対応
- 付加価値の高い農業の展開
- 信州産農産物のブランド力の向上と強化・販路の開発
 - (作目ごとのワーキンググループの設置、全国に誇れる商品開発・こだわり農産物など地域ブランドの開発)
- 畜産の振興とHACCP使用の食肉処理体制の整備
- 新技術・新品種の開発・普及組織の充実強化
- 農畜産物の消費拡大PR
 - (輸出農産物の育成・輸出の促進・観光との連携)
- 知的財産権の保護・活用

(3) 農村環境に関する施策

- 環境保全を重視した農業生産の推進
- (エコファーマーの育成、有機農業の推進)
- 農村景観形成など多面的機能の発揮
- 農村資源の保全と活用・都市との連携による水資源の維持保全
- 遊休荒廃化の防止
- バイオマスの利活用の推進
- (地域循環型農業の推進・食品残査の活用、バイオマス燃料活用の推進・小水力発電)
- 健康で安心して暮らせる農村医療・介護・福祉の充実

(4) 農村振興に関する施策

- 農村生活環境整備
- 都市農村の共生・交流の活発化・グリーンツーリズムの推進
- 故郷回帰運動の展開・伝統ある農山村文化の伝承
- (伝統野菜、郷土食・伝統食の活用による地域活性化)
- 中山間地域・農村経済の活性化
- 農村資源の保全・活用
- (農地・水・環境保全対策・中山間地直接支払制度の活用)

(5) 食と農業の連携に関する施策

- 生産者、消費者、流通、地域関係者が一体となった地産地消（地域流通運動、観光地での特産品活用やメニュー開発）・食農教育（教育ファームの充実・栄養教諭の配置）の推進
- 食品業者と連携した、県内で生産される食品における原料使用割合の向上（目標設定）
- 教育ファームと観光との連携による地域の活性化推進
- 親の世代や義務教育・高校教育での食育実践プログラムの導入
- 県内の小中学校での全てにおける教育ファームの実施
- 学校給食・病院・福祉施設などにおける地域食材の利用拡大
- 学校給食での「中央食材流通情報センター」の設置による食育の推進
- 弱年齢層から若者の食生活改善（野菜摂取量の向上）
- 直売所・農家レストランなど起業支援
- 消費者と生産者をつなげる野菜・果実ソムリエの登録制度の創設
- 食品産業との連携強化
- （生産・製造・加工・観光を組み合わせた農業クラスターの形成）
- 農薬のポジティブリスト制度の適正な対応
- 食品の偽装表示の防止対策
- 農業環境規範の実践
- トレーサビリティシステムの導入（安全安心な信州ブランドの育成）